官報告示

官告事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、平成26年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成26年６月11日　法務大臣　谷垣　禎一

1　申請資格　土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成26年７月11日（金曜日）から平成26年７月24日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成26年７月30日（水曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

4　認定手数料　2,400円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成26年10月１日（水曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

森林整備保全事業計画について

平成26年度から平成30年度までの５年間を計画期間とする森林整備保全事業計画を策定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第４条第11項の規定において準用する同条第10項の規定により、その概要を次のように公表する。

平成26年６月11日

農林水産大臣　林　　芳正

森林整備保全事業計画の概要

第１　森林整備保全事業についての基本的な方針

森林整備保全事業については、「国土強靱化への対応」、「森林に対する国民の多様なニーズ」、「充実した森林資源の活用」、「山村地域の活力創造」などの森林を取り巻く課題や状況を踏まえ、生活環境や自然環境の重要な構成要素である森林について、その多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として、今後５年間に特に重点的に取り組む目標、事業分野別の取組及び主な事業量等を明らかにした本計画に基づき、計画的かつ総合的に推進する。

第２　事業の目標及び事業量

全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するため、今後５年間の森林整備保全事業において特に重点的に取り組む目標及びその達成状況を測定する主な成果指標を、「安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与」、「生物多様性保全等の多様なニーズへの対応」、「持続的な森林経営の推進」、「山村地域の活力創造への寄与」の各視点から次のとおり設定する。

また、地球温暖化対策については、平成25年から平成32年までの８年間における国際的算入上限である年平均3.5％（1990年度総排出量比）の森林吸収量を確保するため、年平均52万haの間伐を実施することが必要である。

さらに、将来にわたり森林の二酸化炭素吸収作用の保全及び強化を図るためには、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することが必要不可欠であり、成長に優れた優良種苗の確保や、間伐等の森林整備の加速化のための支援策を講じるなど、森林・林業に関する施策の充実を図り、森林吸収量目標の達成を目指す。

また、避けられない地球温暖化の影響へ対処する観点から、集中豪雨等に起因する山地災害への対応など適応策を推進する。

1　事業の目標

⑴　安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

（実施の目標）

土壌を保持する能力に優れた森林や、水質を浄化し水を育む能力に優れた森林、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能を有する森林の整備、山地災害を防ぐ施設の整備等により、国民の安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与する。

（目指す主な成果）

＜国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全＞

適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の管理、治山施設の設置等を行うことにより、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を現状の74％から約78％にまで向上させる。

＜山崩れ等の復旧の予防＞

荒廃した森林の再生や等を通じて地域の安全性の向上を図る。特に、山地災害危険地区のうち保安林等に指定されたものについて、一定の治山対策が実施されたものの割合を65％から68％に向上させることにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を、現状の約５万５千集落から約５万８千集落に増加させる。

＜飛砂害、風害、潮害等の防備＞

海岸防災林や防風林などの延長約7,400kmについて、森林の保全等を行うことにより、近接する市街地などを飛砂害や風害、潮害等から保全する。このうち、東日本大震災に伴う津波により被災した海岸防災林約140kmについては、津波に対する被害軽減効果も考慮した復旧・再生を速やかに推進する。

⑵　生物多様性保全等の多様なニーズへの対応

（実施の目標）

立地条件等に応じた森林の整備を行うことにより、生物多様性の保全等の国民の多様なニーズへ対応する。

（目指す主な成果）

＜森林の多様性の維持増進＞

森林・林業基本計画（平成23年７月）において、公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を、現状の0.8％から2.8％に増加させる。

＜森林環境教育の推進＞

森林環境教育等に利用されている森林や施設を常に環境学習や森林づくり活動等に利用できる状態にするための森林空間の整備及び保全を行うことにより、子どもたちの森林環境教育の活動機会を提供し、５年間で244万人の参加を目標とする。

⑶　持続的な森林経営の推進

（実施の目標）

森林の適切な整備を進め、そこから生産される木材を積極的かつ多段階的な利用を図ることにより、「植栽→保育→収穫→植栽」のサイクルを円滑に循環させ、持続的な森林経営を推進する。

（目指す主な成果）

＜森林資源の循環利用の促進＞

森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を約２億２千万㎥増加させる。

＜森林資源の平準化の促進＞

利用可能な育成単層林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進する。このことにより、齢級構成の平準化の進捗率を、現状値７％から、目標値10％まで向上させる。併せて、齢級構成の平準化に資する育成単層林の平均林齢の若返りの程度を示す値を、現状の１年当たり0.19年から、平成26年から平成30年の平均で１年当たり0.35年、５年間の累計で1.7年分を確保する。